

平成31年3月
平成31年第1回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

| 番 号 | 件 名 | |
|--------|--|---|
| 報告第 1号 | 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について） | 1 |
| 議案第 1号 | 平成31年度栃木市一般会計予算 | |
| 議案第 2号 | 平成31年度栃木市国民健康保険特別会計予算 | |
| 議案第 3号 | 平成31年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 議案第 4号 | 平成31年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 | |
| 議案第 5号 | 平成31年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 | |
| 議案第 6号 | 平成31年度栃木市水道事業会計予算 | |
| 議案第 7号 | 平成31年度栃木市下水道事業会計予算 | |
| 議案第 8号 | 平成30年度栃木市一般会計補正予算（第5号） | |
| 議案第 9号 | 平成30年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 議案第10号 | 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | |
| 議案第11号 | 平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号） | |
| 議案第12号 | 平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第1号） | |
| 議案第13号 | 平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第3号） | |
| 議案第14号 | 平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第3号） | |
| 議案第15号 | 栃木市市民憲章審議会条例の制定について | 6 |
| 議案第16号 | 栃木市コンプライアンス推進条例の制定について | 7 |
| 議案第17号 | 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定について | 8 |

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第18号 | 栃木市手話言語条例の制定について | 9 |
| 議案第19号 | 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 11 |
| 議案第20号 | 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 14 |
| 議案第21号 | 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 47 |
| 議案第22号 | 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について | 59 |
| 議案第23号 | 栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について | 63 |
| 議案第24号 | 栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の 一部を改正する条例の制定について | 67 |
| 議案第25号 | 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について | 73 |
| 議案第26号 | 栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定について | 76 |
| 議案第27号 | 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する 条例の制定について | 77 |
| 議案第28号 | 栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定について | 78 |
| 議案第29号 | 栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定について | 79 |
| 議案第30号 | 栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する 条例の制定について | 80 |
| 議案第31号 | 市道路線の認定について | 81 |

| | | |
|--------|---------------------------------|-----|
| 議案第32号 | 市道路線の変更について | 86 |
| 議案第33号 | 工事請負契約の締結について | 98 |
| 議案第34号 | 財産の無償貸付けについて | 102 |
| 議案第35号 | 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター） | 104 |
| 議案第36号 | 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター） | 105 |
| 議案第37号 | 指定管理者の指定について（道の駅みかも） | 106 |
| 議案第38号 | 教育委員会員の任命につき同意を求めることについて | 107 |
| 議案第39号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 109 |
| 議案第40号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 111 |
| 議案第41号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 113 |
| 議案第42号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて | 115 |
| 議案第43号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 117 |
| 議案第44号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 119 |
| 議案第45号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 121 |

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

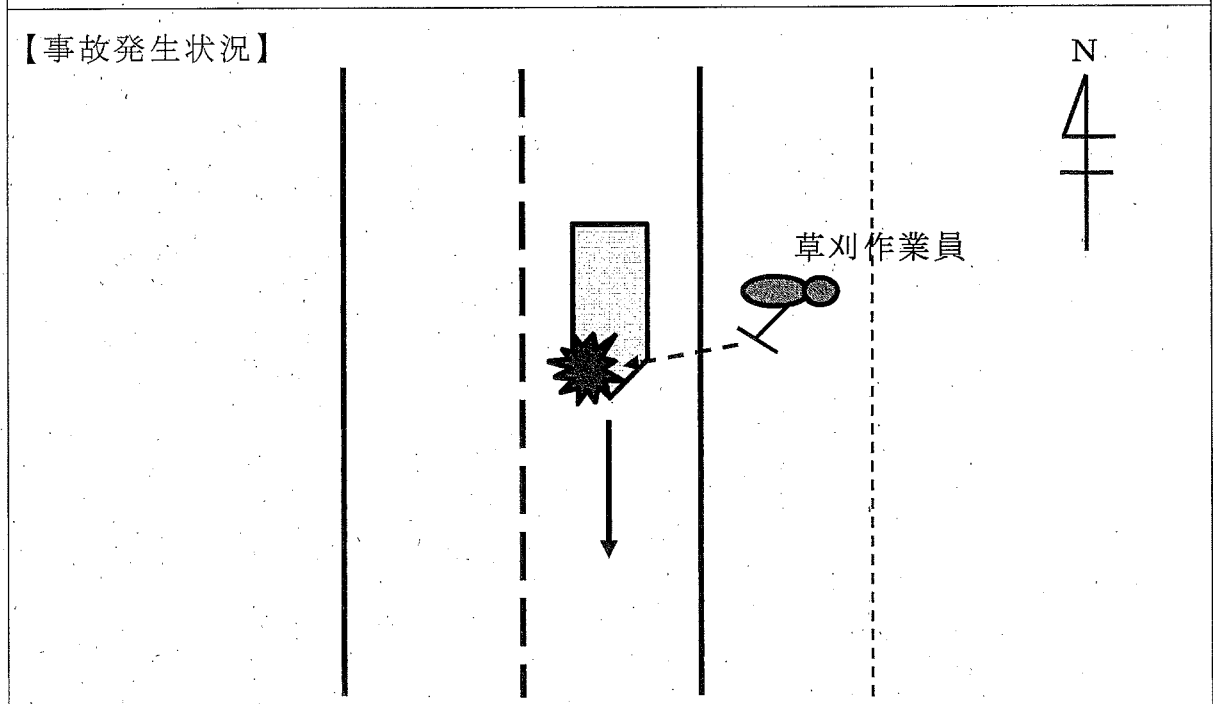
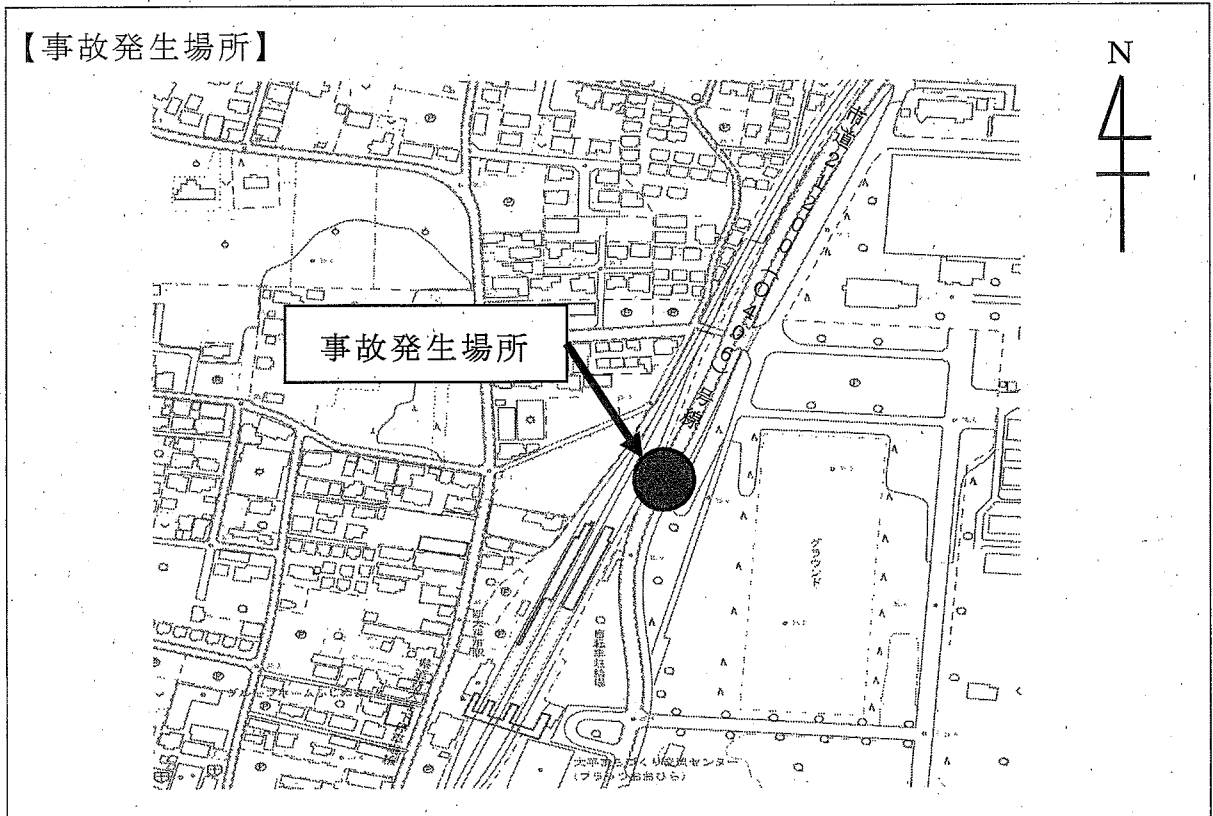
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略

専決第 1 2 号



栃木市大平町富田地内歩道の草刈作業中に、富田地内にある大平医療モールへ向かって走行中の車両へ飛び石があり、運転席側フロントガラスを損傷させてしまった。

専決第13号

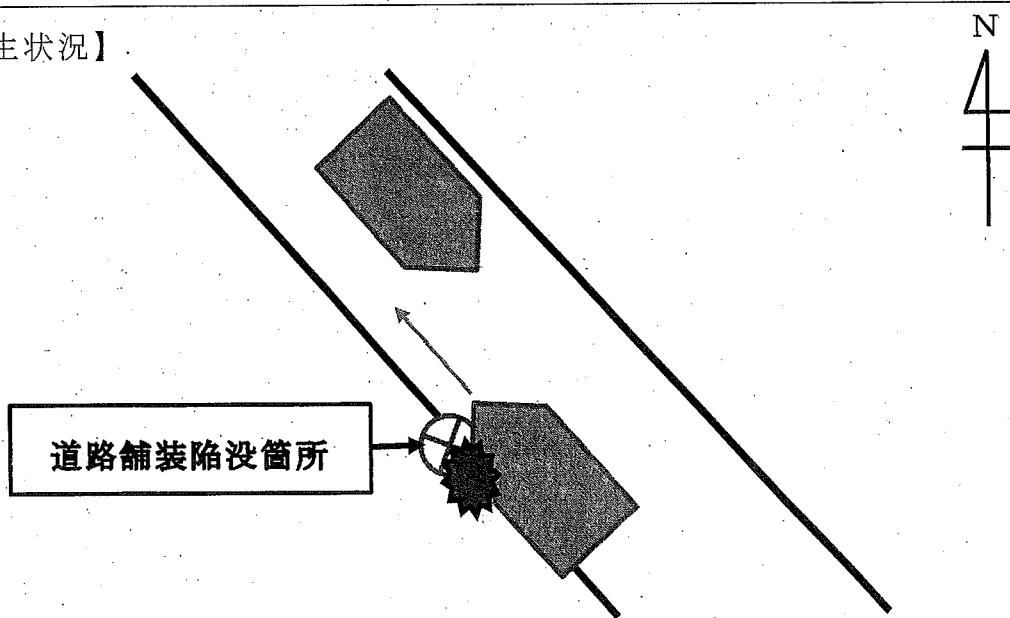
【事故発生場所】



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.394757/139.713950/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k010u0t0z0r0s0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



乗用車を運転中、道路肩舗装が欠損しており、そこに左側前輪タイヤが落ち、タイヤが損傷してしまった。

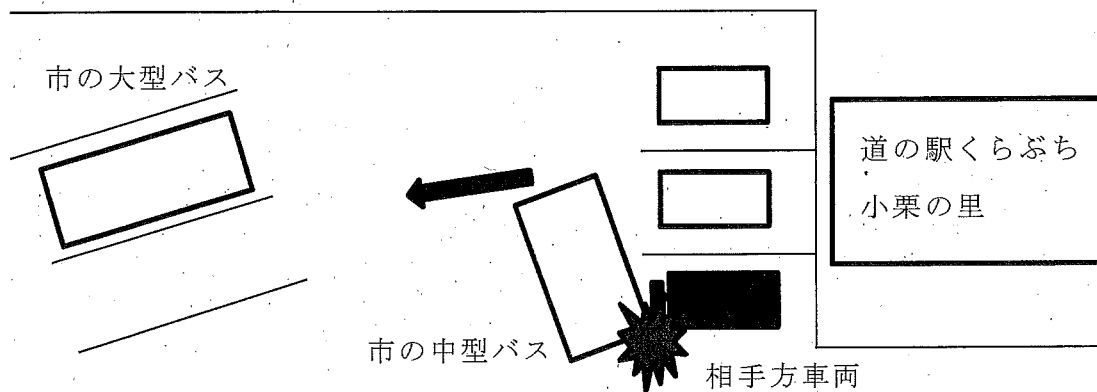
専決第14号

【事故発生場所】



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.423190/138.796978/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0f0>)
を加工して作成したもの。

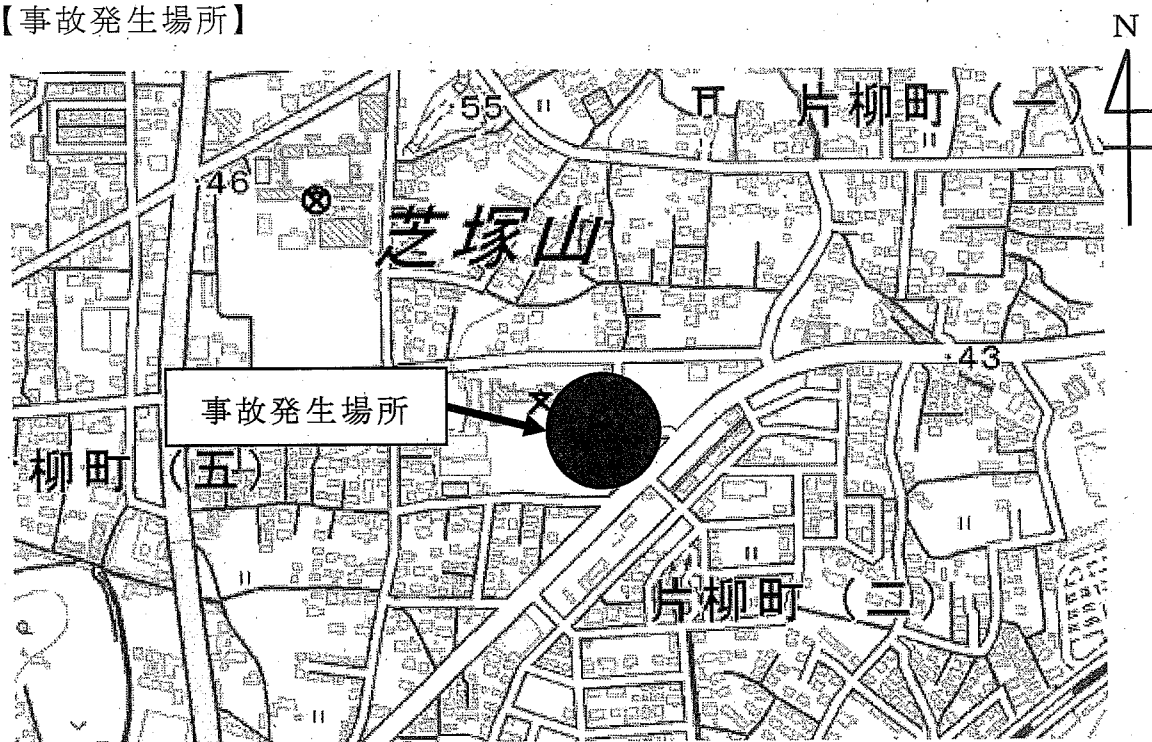
【事故発生状況】



駐車レーンに入れる際、車両右後部を駐車していた相手車両(車内不在)の後部に接触させてしまった。

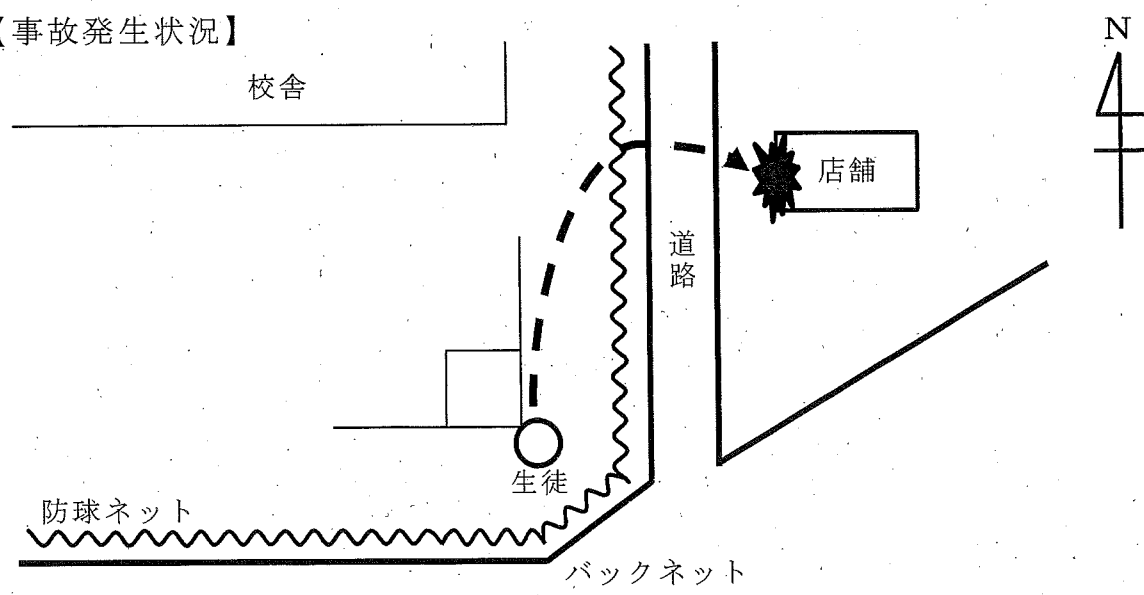
専決第15号

【事故発生場所】



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.370935/139.722168/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0h0k010u0t0z0r0s0f0>)
を加工して作成したものです。

【事故発生状況】



体育科授業時にソフトボールの練習試合を行った際、生徒の打ったボールが防球ネットを越えて、隣接する店舗の屋根付近の壁に当たり破損した。

(総務課)

議案第15号

栃木市市民憲章審議会条例の制定について

提案理由

市民憲章の制定に当たり、必要な事項の審議を行う附属機関として、栃木市市民憲章審議会を設置するため、栃木市市民憲章審議会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(総務課)

議案第16号

栃木市コンプライアンス推進条例の制定について

提案理由

市のコンプライアンスを推進するために必要な事項を定めることにより、公正な職務の遂行を確保し、もって市民に信頼される市政運営を確保するため、栃木市コンプライアンス推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第15号と同じ。

(障がい福祉課)

議案第17号

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の制定
について

提案理由

障害者基本法の理念にのっとり、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与するため、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第15号と同じ。

(障がい福祉課)

議案第18号

栃木市手話言語条例の制定について

提案理由

手話に対する理解の促進及び手話の普及について基本理念を定め、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与するため、栃木市手話言語条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第15号と同じ。

(職 員 課)

議案第19号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

正規の勤務時間以外の時間における勤務に係る規定を整備すること。

(第8条関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

議案第19号（職員課）

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

現 行

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

2 略

改 正 案

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 略

2 略

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に
し必要な事項は、規則で定める。

(市民税課)

議案第20号

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正（第1条関係）

- (1) 法人市民税の法人税割の標準税率及び制限税率引き下げに係る規定の整備を行うこと。（第34条の4関係）
- (2) 軽自動車税の環境性能割の課税標準、税率、特例等について定めるところ。

（第80条、第81条から第81条の8まで及び附則第15条の2から第15条の6関係）

- (3) 軽自動車税の種別割に係る規定の整備を行うこと。

（第18条の3、第19条、第80条の2、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条まで、附則第16条及び附則第16条の2関係）

2 栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

軽自動車税の種別割に係る規定の整備を行うこと。（附則関係）

3 栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）

軽自動車税の環境性能割に係る規定の整備を行うこと。（附則関係）

〔参照条文〕

議案第15号と同じ。

現 行

【栃木市税条例の一部改正】

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正】

(納税証明事項)

第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)
第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59
条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得な
い事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46
条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第4
7条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同
じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、
第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは
第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定す
る納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入
金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1
号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、
年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げ
る期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の
割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入
書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条
第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日
から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条
第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間
又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第80条の3 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

改 正 案

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の課税免除)

第80条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約

現

行

改 正 案

の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

現

行

(軽自動車税の税率)

第8.2条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

改 正 案

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(1) 3輪のもの 年額 3,900円

(7) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から40日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

改 正 案

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から40日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

ない。

(1)～(6) 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

(2) 身体障がい者若しくは精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者若しくは精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

(3) 身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該生計を一にする者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

(4) 身体障がい者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの

改 正 案

ない。

(1)～(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者が運転するもの

(2) 身体障がい者若しくは精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者若しくは精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等を常時介護する者が運転するもの

(3) 身体障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該生計を一にする者が運転するもの

(4) 身体障がい者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障がい者等のために当該常時介護する者が運転するもの

(5) 前各号の規定による軽自動車税の減免は、身体障がい者等1人につき1台に限り行うものとし、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車以外の自動車に係る自動車税の免除を受けている場合は、前4号の規定は適用しない。

(6) 略

2 前項第1号から第4号までの規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第6号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以

改 正 案

(5) 前各号の規定による種別割の減免は、身体障がい者等1人につき1台に限り行うものとし、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車以外の自動車に係る自動車税の種別割の免除を受けている場合は、前4号の規定は適用しない。

(6) 略

2 前項第1号から第4号までの規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項第6号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、

現

行

内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

附 則

改 正 案

市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、栃木県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の2の2 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第15条の2の3 市長は、当分の間、栃木県知事が自動車税の環境性能割を免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を免除する。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、栃木県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対

現

行

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 案

しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例)

第15条の3の2 附則第15条の2の3の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、栃木県の自動車税の環境性能割の減免の例により、申請書を栃木県知事に提出しなければならない。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「栃木県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、栃木県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として栃木県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現 行

| | | |
|------|---------|---------|
| 第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成2

改 正 案

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

現 行

8年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------|---------|--------|
| 第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から

改 正 案

第16条の2 削除

第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

改 正 案

現 行

【栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第50号）の一部改正】

附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------------------------|-----------------|---|
| <u>新条例第82条第2号ア</u> | 3,900円 | 3,100円 |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| <u>新条例附則第16条第1項の表以外の部分</u> | 第82条 | 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第50号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| <u>新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項</u> | <u>第82条第2号ア</u> | <u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア</u> |
| | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> |
| | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> |
| | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> |
| | <u>3,800円</u> | <u>3,000円</u> |
| | <u>5,000円</u> | <u>4,000円</u> |

改 正 案

【栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第50号）の一部改正】

附 則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る栃木市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------------------------|-----------------|---|
| <u>第82条第2号ア(イ)</u> | 3,900円 | 3,100円 |
| <u>第82条第2号ア(ウ)a</u> | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| <u>第82条第2号ア(ウ)b</u> | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| <u>附則第16条第1項</u> | 第82条 | 栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第50号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条 |
| <u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u> | <u>第2号ア(イ)</u> | <u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)</u> |
| | <u>3,900円</u> | <u>3,100円</u> |
| <u>附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項</u> | <u>第2号ア(ウ)a</u> | <u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a</u> |
| | <u>6,900円</u> | <u>5,500円</u> |
| | <u>10,800円</u> | <u>7,200円</u> |

現

行

改 正 案

| | | |
|---------------------------|----------|--|
| 附則第16条第1項の表第2 号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | 平成26年改正条例附則第6 条の規定により読み替えて適 用される第82条第2号ア (ウ)b |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

現 行

【栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第49号）の一部改正】

附 則

第6条 略

2～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、栃木市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 略 | 略 | 略 |
|---------|---|-------------------------|
| 第19条第3号 | 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限 | 平成27年9月改正条例附則第6条第6項の納期限 |
| 略 | 略 | 略 |

8～14 略

改 正 案

【栃木市税条例等の一部を改正する条例（平成27年栃木市条例第49号）の一部改正】

附 則

第6条 略

2～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、栃木市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|---|-----------------------------|
| 略 | 略 | 略 |
| 第19条第3号 | 第81条の6第1項の申告書 、第98条第1項若しくは第 2項の申告書又は第139条 第1項の申告書でその提出期 限 | 平成27年9月改正条例附則 第6条第6項の納期限 |
| 略 | 略 | 略 |

8～14 略

(保険医療課)

議案第21号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定を行うとともに、資産割額を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 国民健康保険税の課税限度額を改め、課税額から資産割額を削ること。
(第2条関係)
- 2 国民健康保険税の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。
(第5条から第6条まで、第7条の2から第8条まで、第9条の2及び第9条の3関係)
- 3 国民健康保険税の資産割額を削ること。(第4条、第7条及び第9条関係)
- 4 低所得者世帯における国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し、減額する額を改めること。(第23条関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

現 行

（課税額）

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

改 正 案

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万2,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

現 行

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 26,000円

(2) 特定世帯 13,000円

(3) 特定継続世帯 19,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 4,500円

(3) 特定継続世帯 6,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万

改 正 案

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 23,800円

(2) 特定世帯 11,900円

(3) 特定継続世帯 17,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(2) 特定世帯 3,750円

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万

現 行

2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について9,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,200円

(イ) 特定世帯 9,100円

(ロ) 特定継続世帯 13,650円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(イ) 特定世帯 3,150円

(ロ) 特定継続世帯 4,725円

改 正 案

2,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について22,610円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,660円

(イ) 特定世帯 8,330円

(ウ) 特定継続世帯 12,495円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,140円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

現 行

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について6,300円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,000円

(イ) 特定世帯 6,500円

(ウ) 特定継続世帯 9,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円

(イ) 特定世帯 2,250円

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

改 正 案

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ウ) 特定継続世帯 8,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,460円

現 行

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,200円

(イ) 特定世帯 2,600円

(ウ) 特定継続世帯 3,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,800円

改 正 案

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,760円

(イ) 特定世帯 2,380円

(ウ) 特定継続世帯 3,570円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について2,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,200円

(障がい福祉課)

議案第22号

栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

手話通訳者の報酬を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

手話通訳者の報酬の額を定めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

議案第22号（障がい福祉課）

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第1条関係）

| 職名 | | 報酬の額 | |
|-------------------|-------|------|-----------|
| 略 | | 略 | 略 |
| 学校支援員 | 特別支援 | 日額 | 9,100円以内 |
| | 学力向上 | 月額 | 183,000 〃 |
| 特別障害者手当等嘱託医 | | 日額 | 20,800 〃 |
| 主任介護支援専門員、介護支援専門員 | | 月額 | 340,000 〃 |
| 社会福祉士 | | 〃 | 340,000 〃 |
| 認知症初期集中支援専門医 | | 日額 | 30,000 〃 |
| 認知症初期集中支援専門員 | | 月額 | 245,000 〃 |
| 子育て世代包括支援センター専門員 | | 〃 | 340,000 〃 |
| 嘱託保育士 | | 〃 | 280,000 〃 |
| 栃木市市民会議委員 | 学識経験者 | 日額 | 20,000 〃 |
| | その他 | 〃 | 8,000 〃 |
| 略 | | 略 | 略 |

改 正 案

別表（第1条関係）

| 職名 | | 報酬の額 | |
|-------------------|-------|----------|------------------|
| 略 | | 略 | 略 |
| 学校支援員 | 特別支援 | 日額 | 9,100円以内 |
| | 学力向上 | 月額 | 183,000 〃 |
| 特別障害者手当等嘱託医 | | 日額 | 20,800 〃 |
| 主任介護支援専門員、介護支援専門員 | | 月額 | 340,000 〃 |
| 社会福祉士 | | 〃 | 340,000 〃 |
| 認知症初期集中支援専門医 | | 日額 | 30,000 〃 |
| 認知症初期集中支援専門員 | | 月額 | 245,000 〃 |
| 子育て世代包括支援センター専門員 | | 〃 | 340,000 〃 |
| 嘱託保育士 | | 〃 | 280,000 〃 |
| 手話通訳者 | | 〃 | 340,000 〃 |
| 栃木市市民会議委員 | 学識経験者 | 日額 | 20,000 〃 |
| | その他 | 〃 | 8,000 〃 |
| 略 | | 略 | 略 |

(保 育 課)

議案第 23 号

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

子ども・子育て会議に係る庶務の所管課の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

子ども・子育て会議に係る庶務を処理する課を改めること。(第7条関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

議案第23号（保育課）

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

現 行

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部保育課において処理する。

改 正 案

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

(水道建設課)

議案第24号

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

水道法施行令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めること。

(第4条及び第5条関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

議案第24号（水道建設課）

栃木市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

現 行

（布設工事監督者の資格）

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) 略

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 略

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号の卒業生については4年以上、同条第3号の卒業生については6年以上、同条第4号の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び

改 正 案

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) 略

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 略

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号の卒業者については4年以上、同条第3号の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び

現 行

薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号の卒業者については5年以上、同条第3号の卒業者については7年以上、同条第4号の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) 略

改 正 案

薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号の卒業者については5年以上、同条第3号の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) 略

(選挙管理委員会事務局)

議案第 25 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの公費負担に係る規定を加えること。(第1条、第9条、第11条及び第12条関係)

[参照条文]

議案第15号と同じ。

議案第25号（選挙管理委員会事務局）

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す

現 行

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに栃木市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第9条 栃木市長の選挙における候補者は、第12条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭とする。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの公費負担の限度額）

第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。

改 正 案

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第6号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第12条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成できる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、前条の規定による届出をした候補者が前条の契約に基づき当該契約の相手方である選挙運動用ビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合は、7円51銭とする。)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限り。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの公費負担の限度額)

第12条 第9条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を乗じて得た額とする。

(財 政 課)

議案第 26 号

栃木市特別会計条例を廃止する条例の制定について

提案理由

千塚町上川原産業団地特別会計を廃止するため、栃木市特別会計条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 15 号と同じ。

(地域包括ケア推進課)

議案第27号

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止する
条例の制定について

提案理由

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみを廃止するため、栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第15号と同じ。

(地域包括ケア推進課)

議案第28号

栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例の制定
について

提案理由

栃木市藤岡高齢者生きがいセンターを廃止するため、栃木市藤岡高齢者生きがいセンター条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第15号と同じ。

(地域包括ケア推進課)

議案第29号

栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市都賀老人憩いの家白寿荘を廃止するため、栃木市都賀老人憩いの家条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第15号と同じ。

(住 宅 課)

議案第 30 号

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止する条例の制定について

提案理由

栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金を廃止するため、栃木市同和対策住宅新築資金等借入償還基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 15 号と同じ。

(土木管理課)

議案第 31 号

市道路線の認定について

提案理由

栃木地域内において栃木県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線 栃木市都賀町合戦場地内の地域排水整備事業により整備した移管予定の道路、開発行為により帰属された道路、道普請事業により整備した道路、藤岡地域及び岩舟地域内の一般県道静藤岡線と市道 1001 号線の相互移管に伴う移管予定の道路について、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

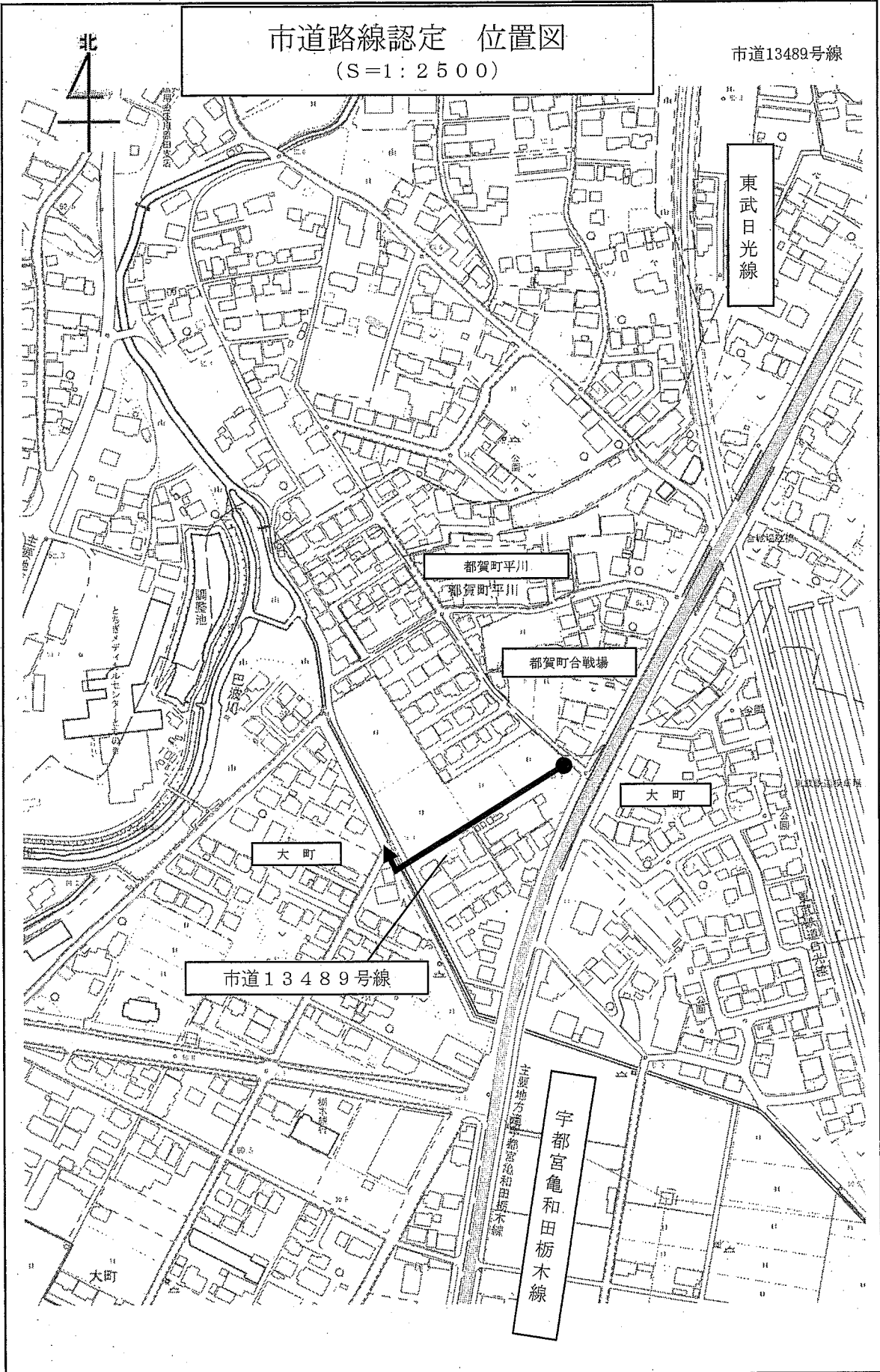
道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

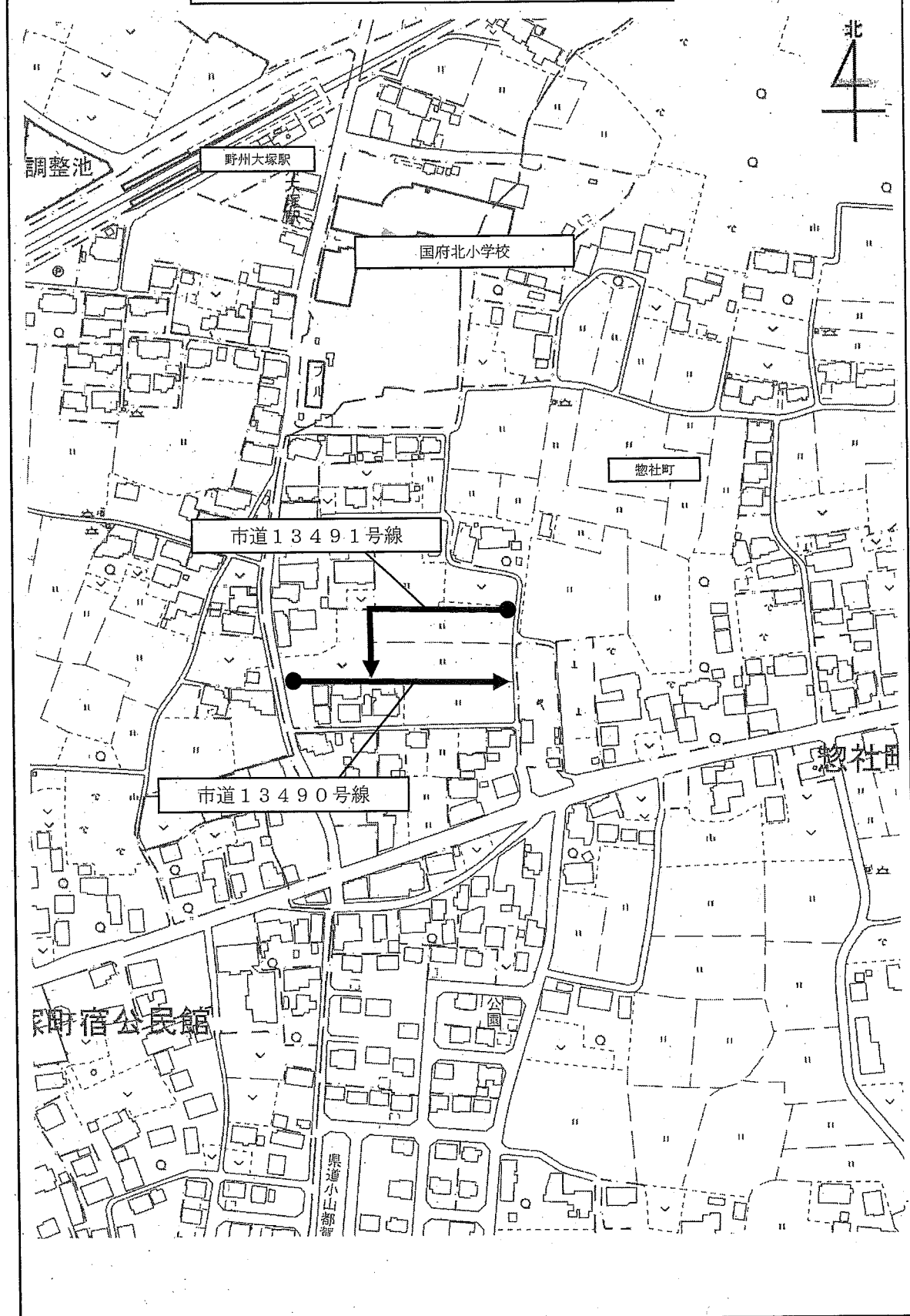
3 以下略



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

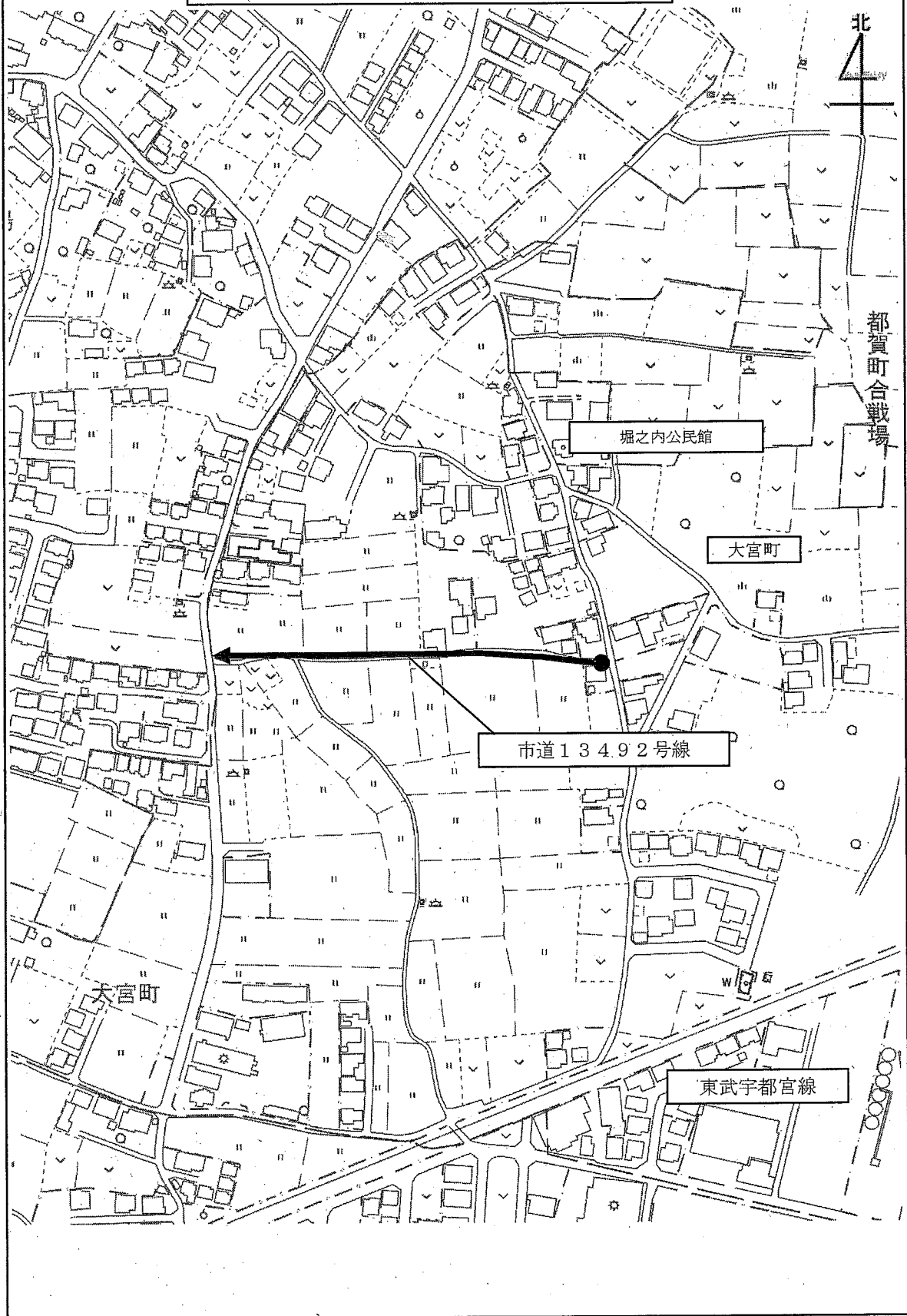
市道13490号線
市道13491号線



市道路線認定 位置図

(S=1:2500)

市道13492号線

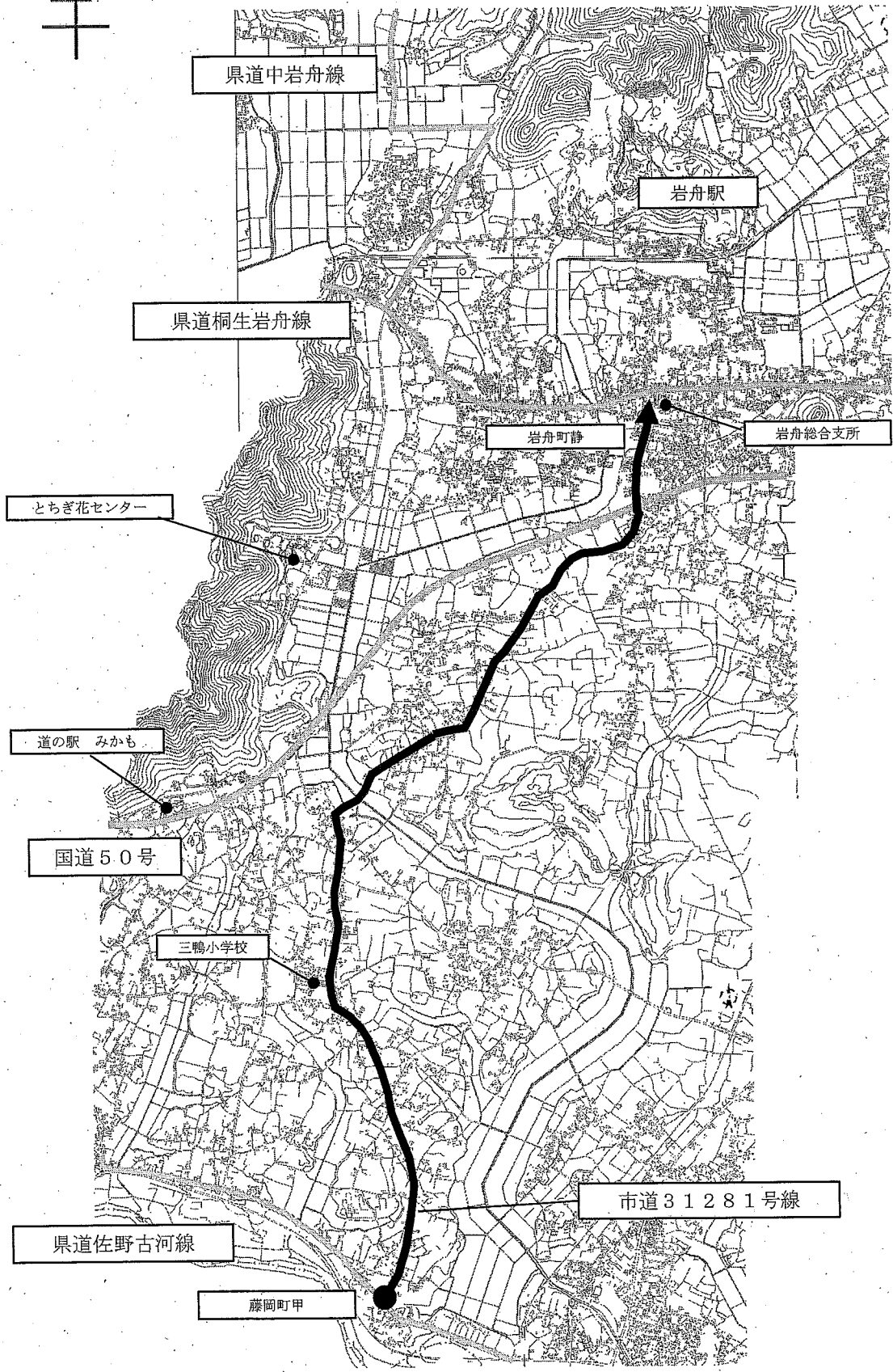




市道路線認定 位置図

(S=1:25,000)

市道31281号線



市道路線の変更について

提案理由

藤岡地域及び岩舟地域において一般県道静藤岡線と市道1001号線の相互移管に伴う管理区分変更を行う予定の道路、栃木地域内の永宮橋の架け替え工事により整備された道路、大平地域内の栃木県が施行する永野川筋安全な川づくり事業の河川改修工事により整備された道路、都賀地域内の県が施行する主要地方道宇都宮亀和田栃木線道路改築事業により整備され管理区分変更を行う道路について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

道路法抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 以下略

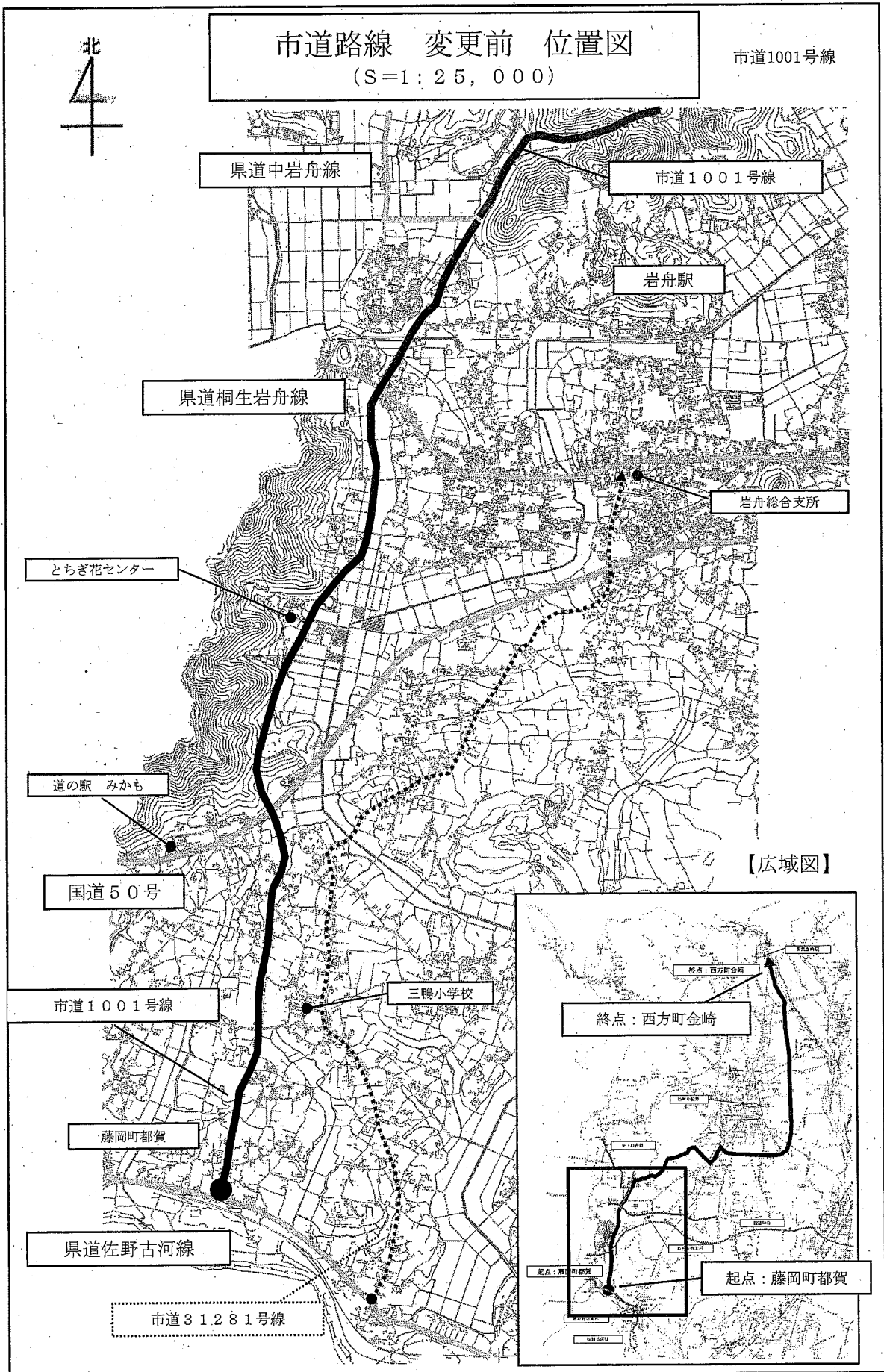
(路線の廃止又は変更)

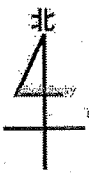
第10条 略

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代

わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、
路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

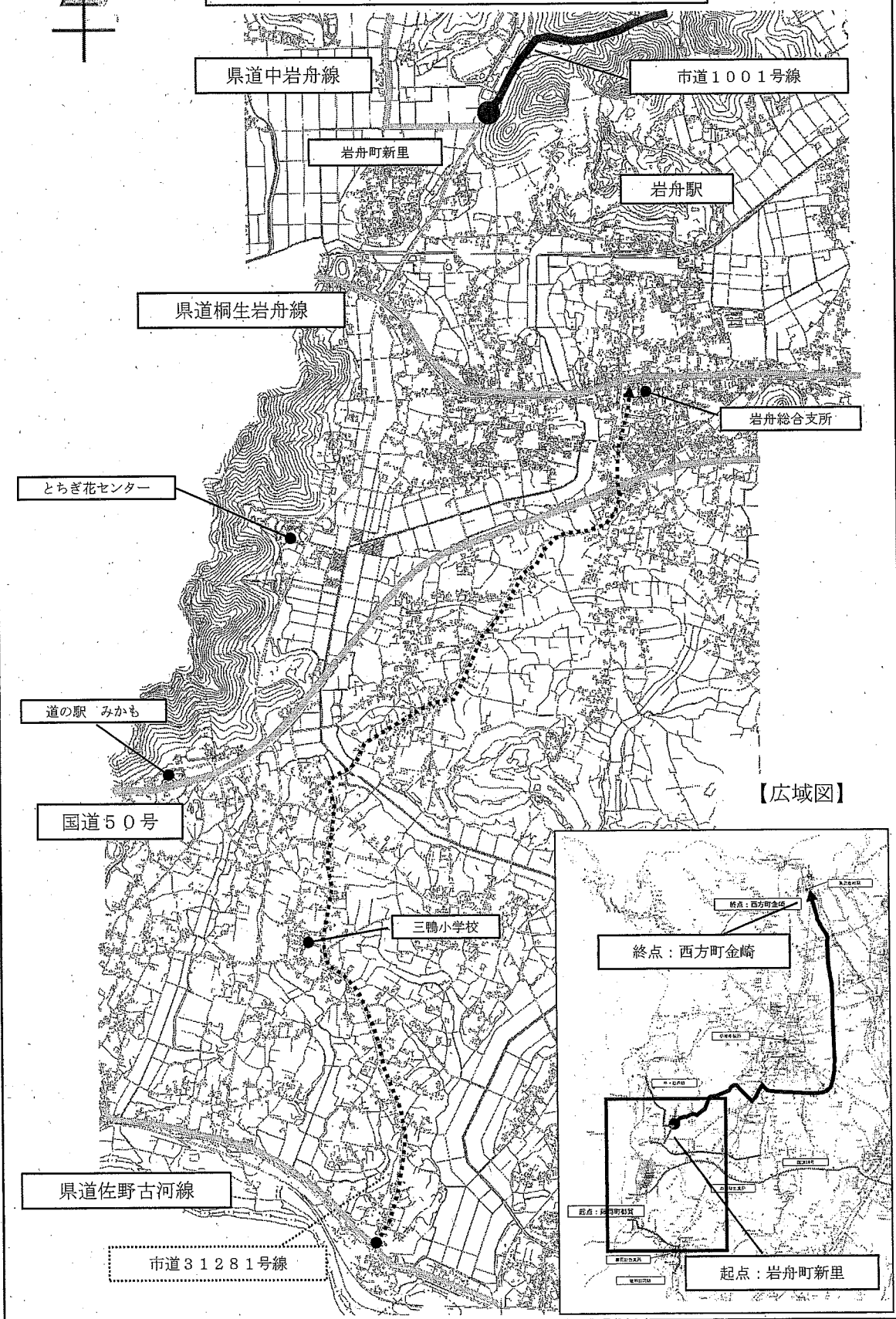


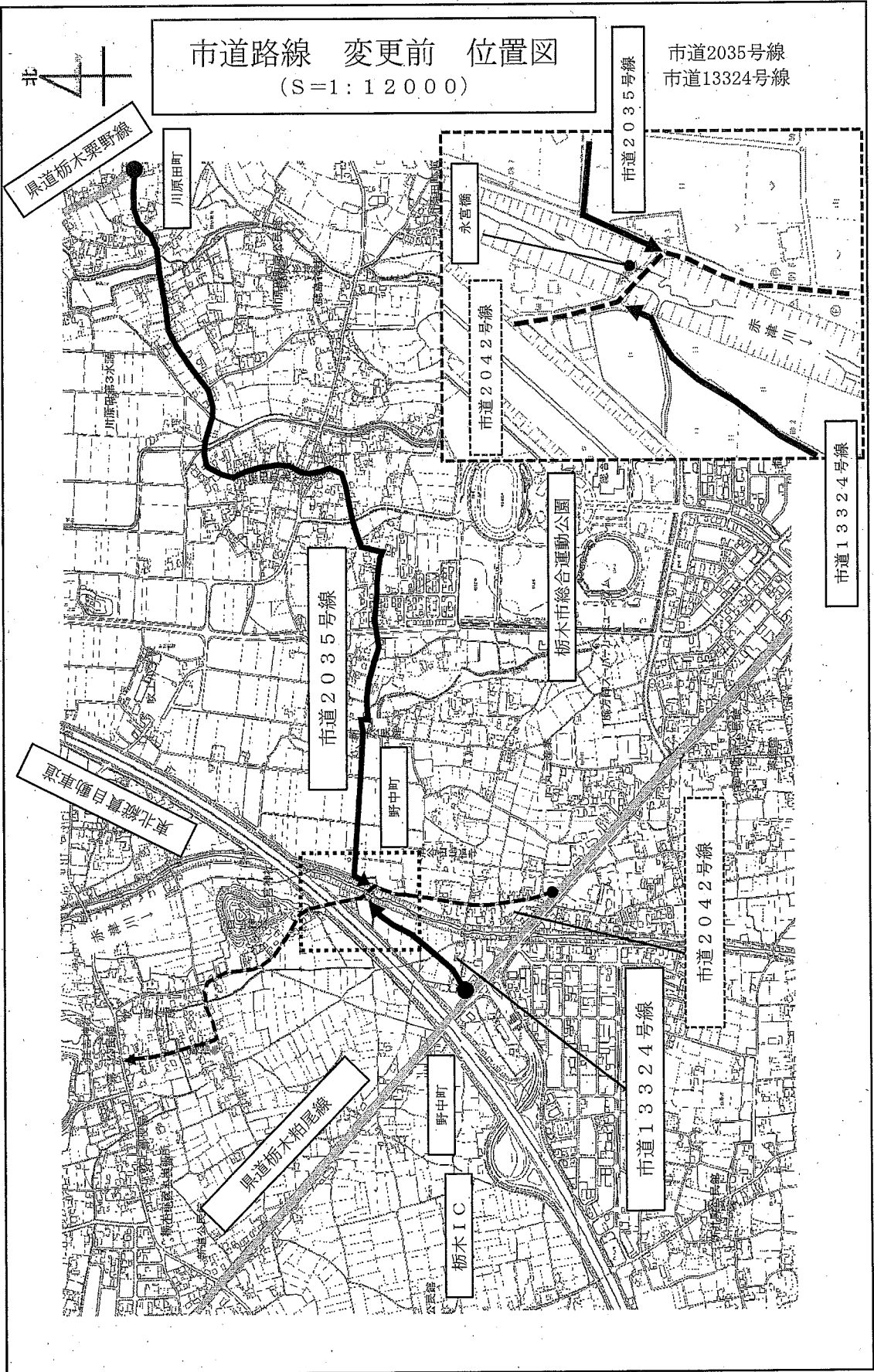


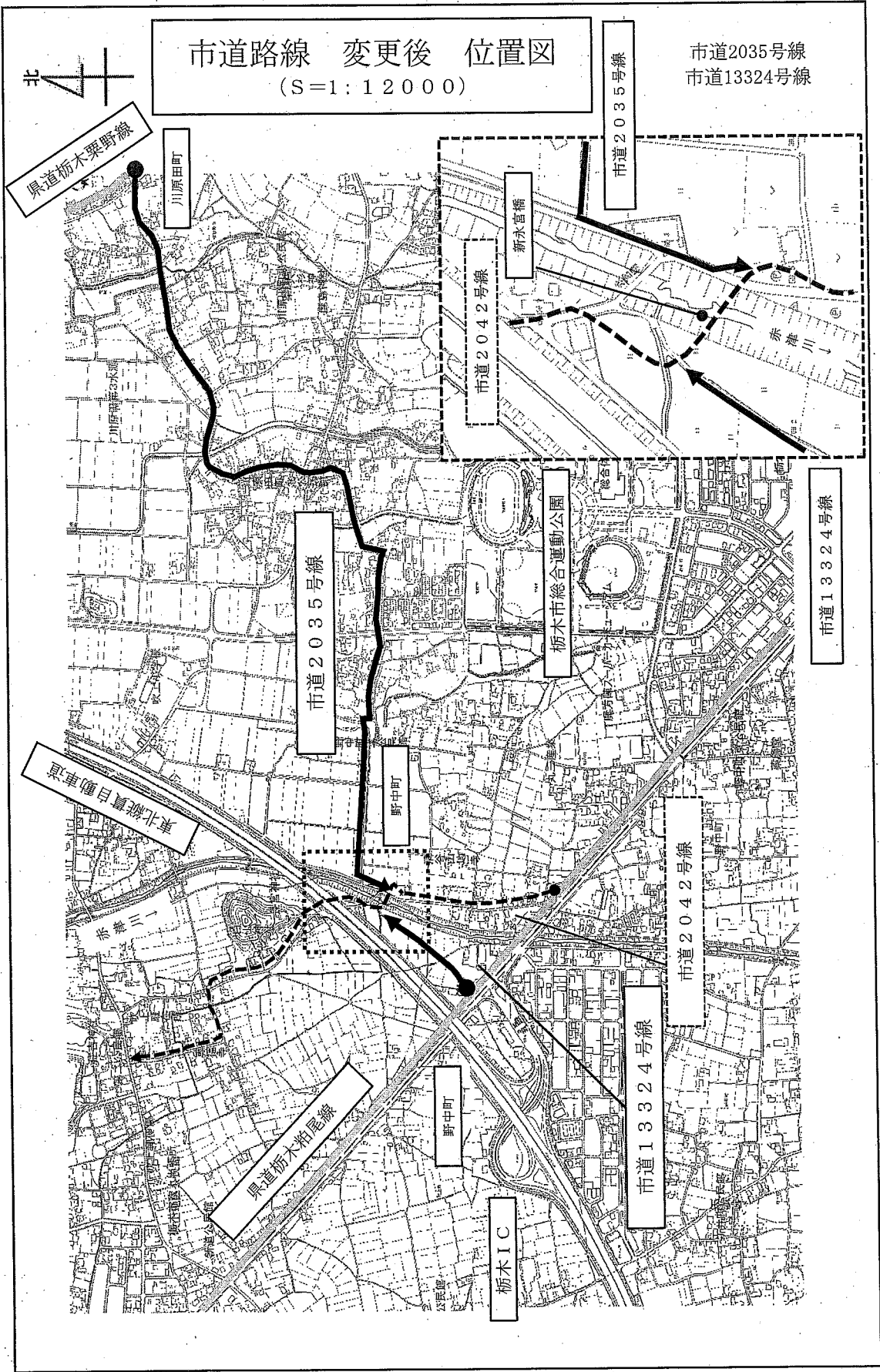
市道路線 変更後 位置図

(S=1:25,000)

市道1001号線







市道路線 変更後 位置図
(S=1:12000)

市道2035号線

市道2035号線
市道13324号線

県道栃木栗野線

川原田町

市道2042号線

新水宮橋

赤旗川

市道2035号線

栃木市総合運動公園

市道13324号線

東北縦貫自動車道

野中町

市道2042号線

県道栃木粕屋線

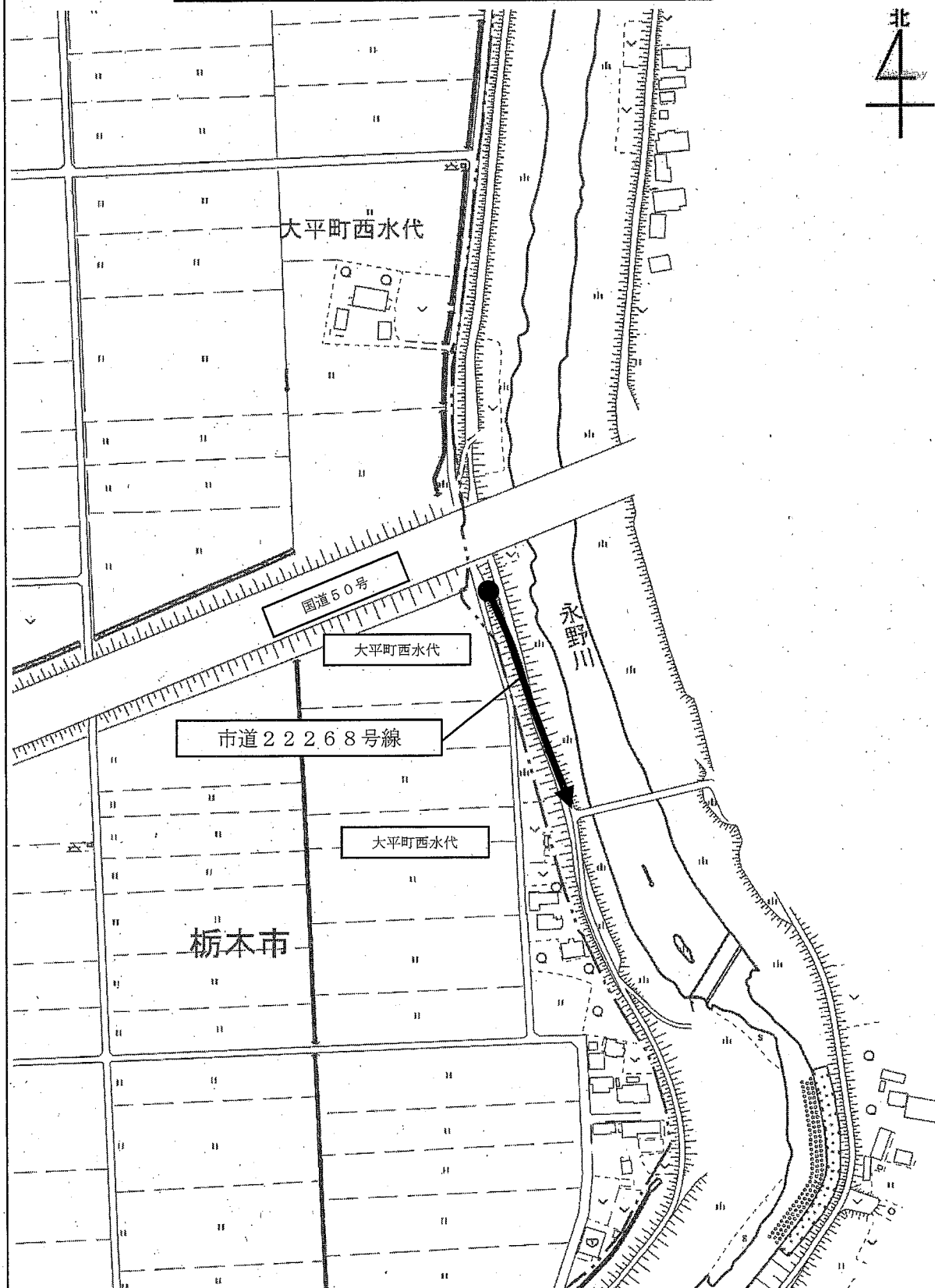
野中町

市道13324号線

栃木IC

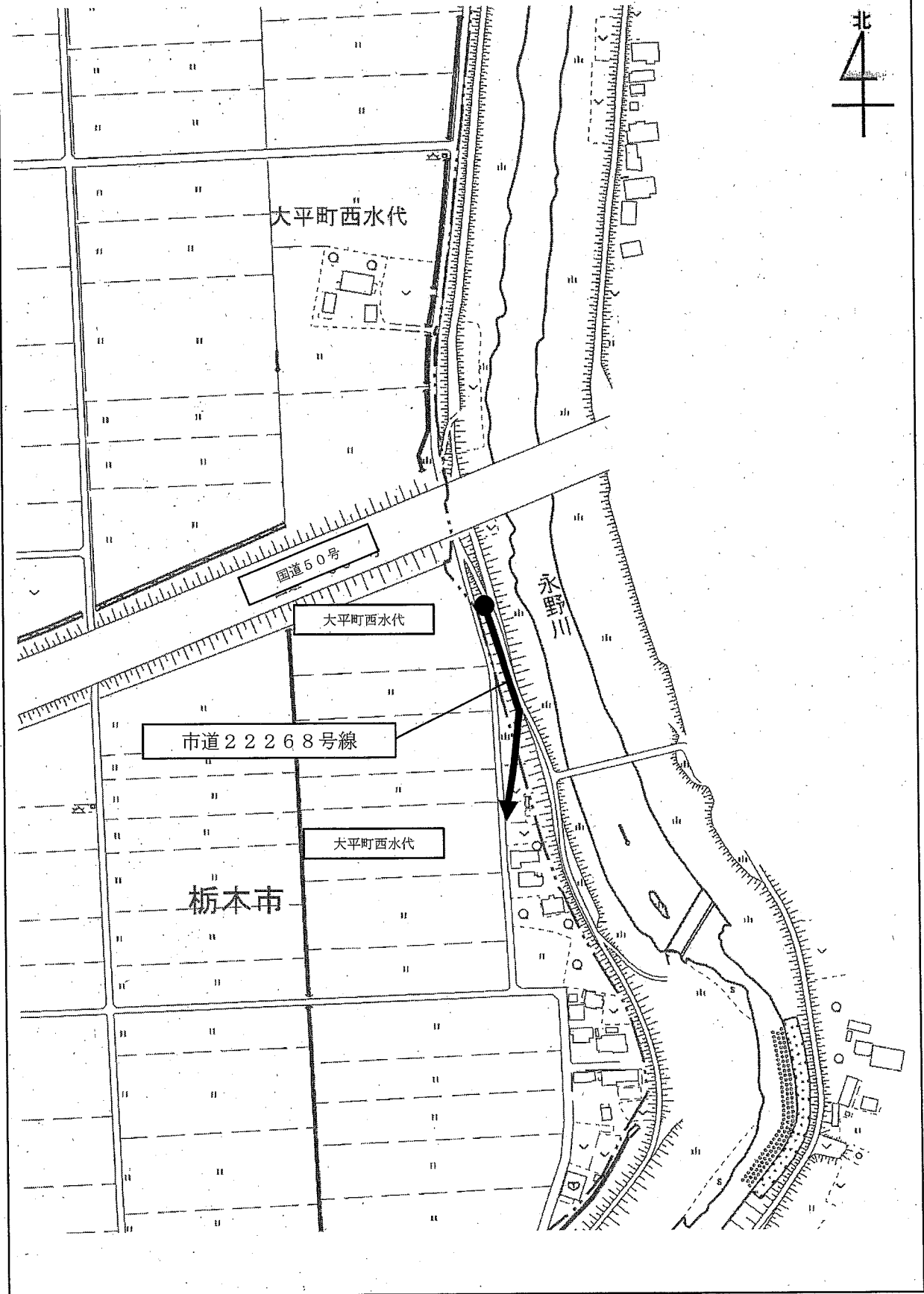
市道路線 変更前 位置図
(S=1:2500)

市道22268号線



市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

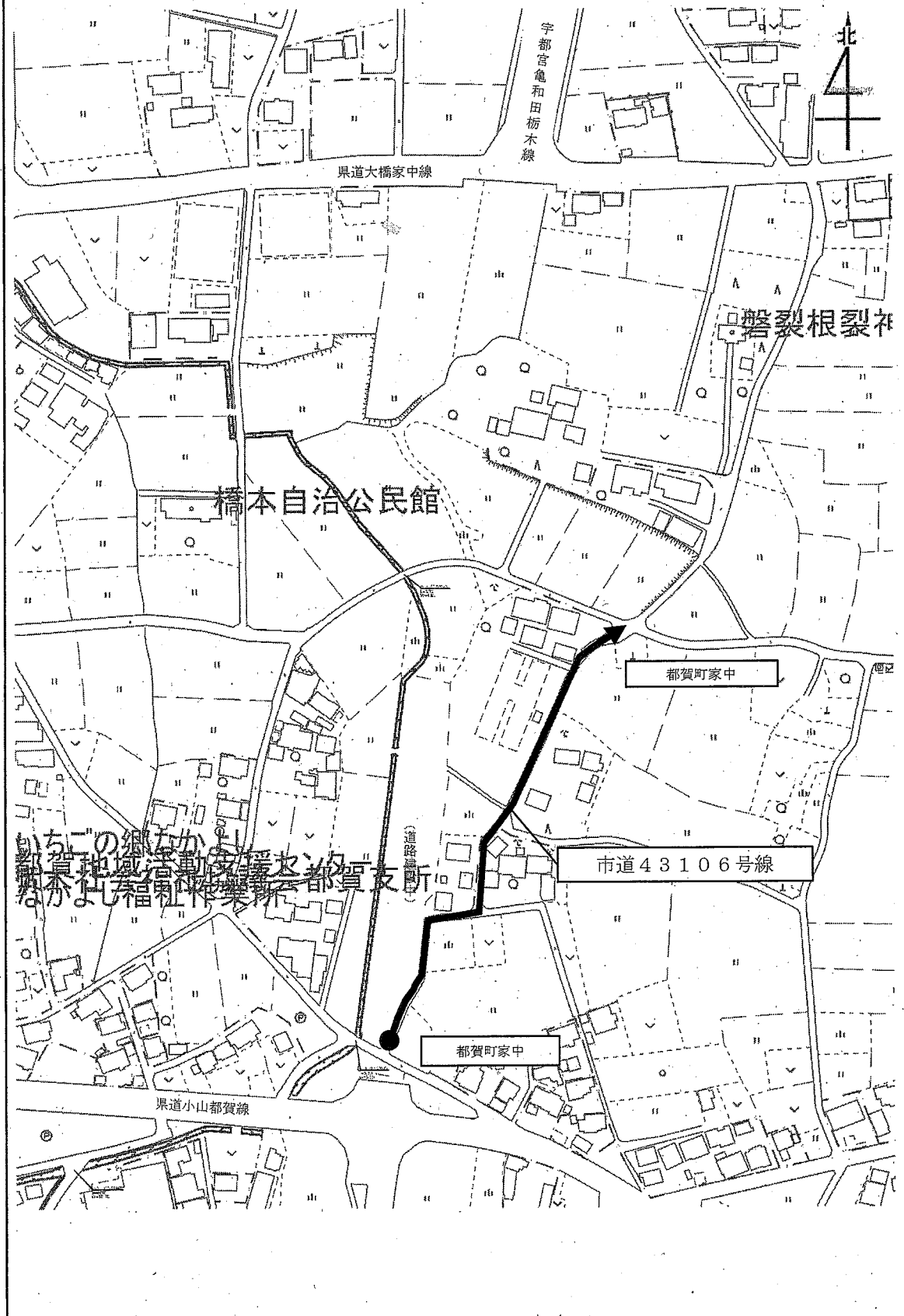
市道22268号線



市道路線 変更前 位置図

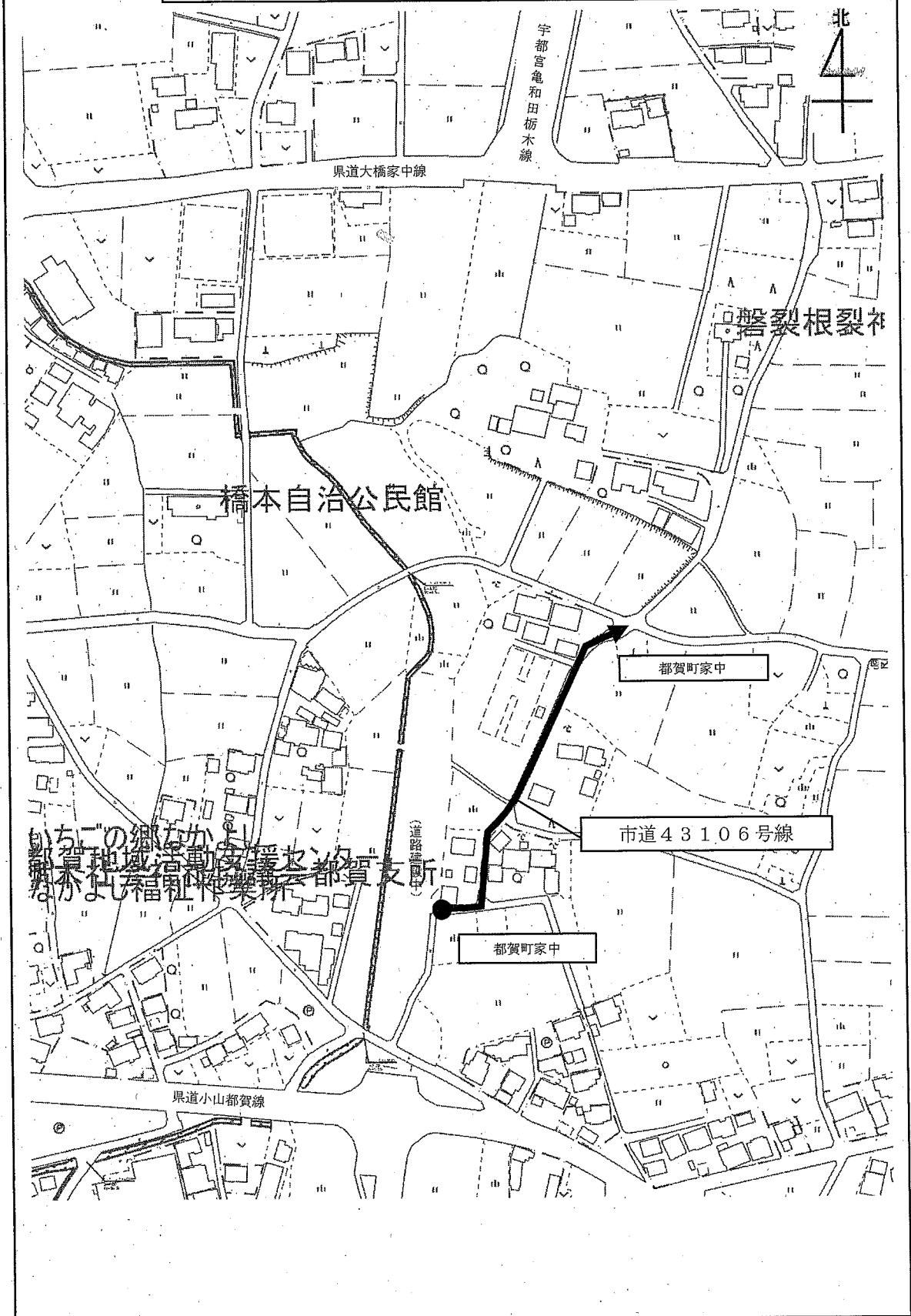
(S=1:2500)

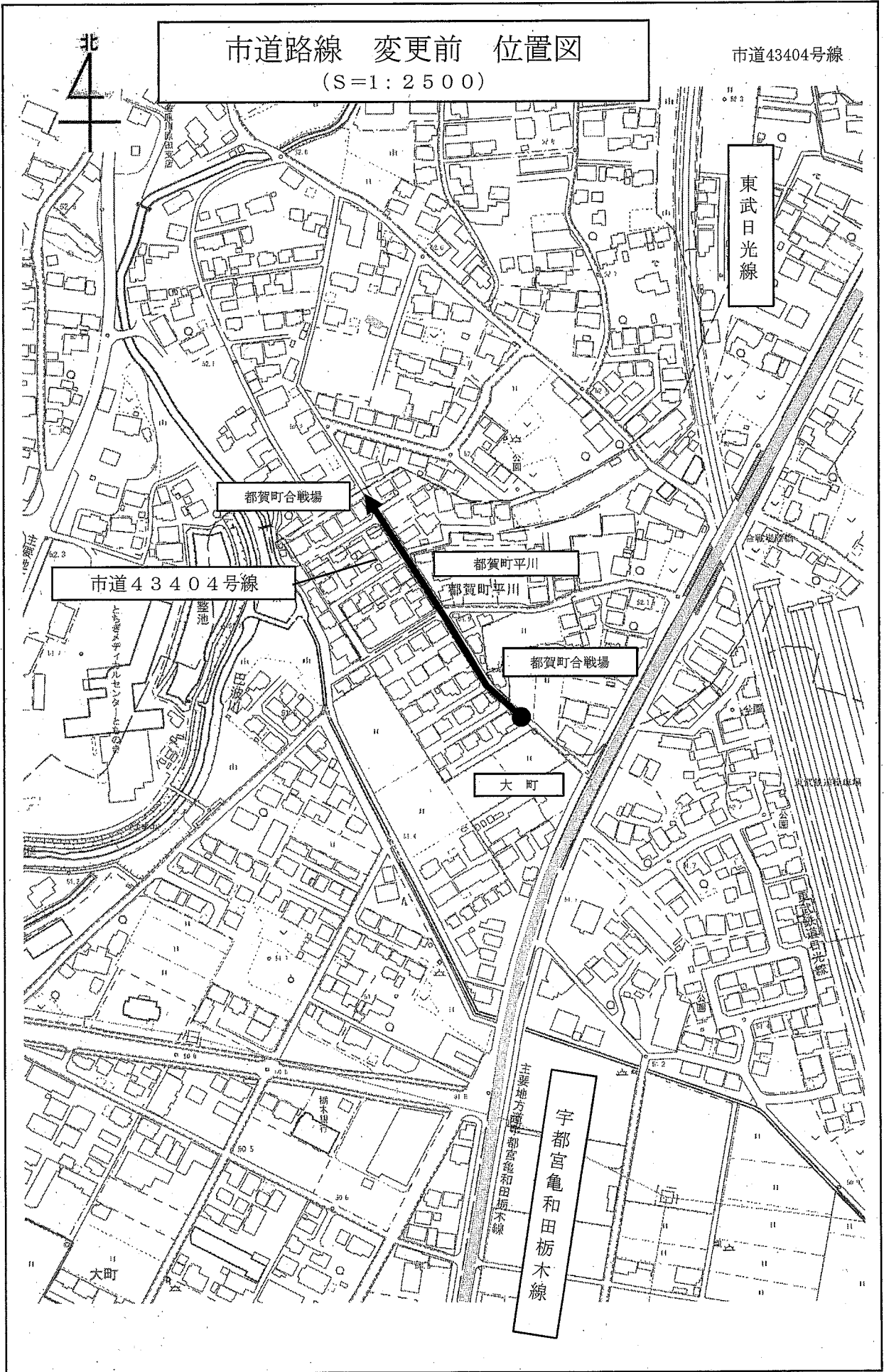
市道43106号線

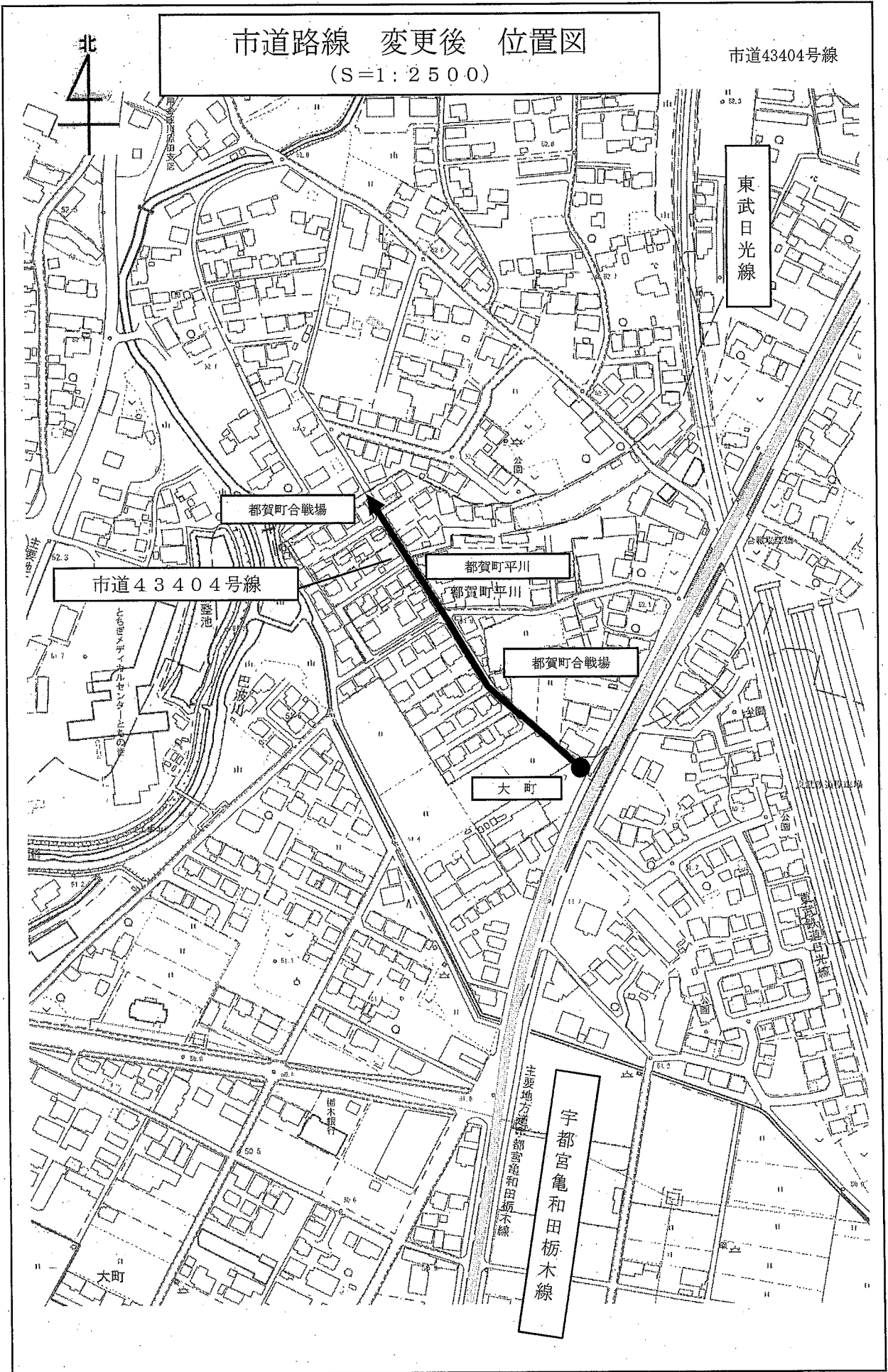


市道路線 変更後 位置図
(S=1:2500)

市道43106号線







工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市菌部町2丁目6番6号牧田・清田特定建設工事共同企業体代表者株式会社牧田工務店代表取締役牧田巧と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工事名 (仮称) 栃木市文学館建築 (市指定文化財「旧栃木町役場庁舎」改修) 工事

工事場所 栃木市入舟町地内

工事概要 防水、外壁、建具、内装、塗装、躯体、昇降機設備 外

改修部 木造一部鉄骨造2階建

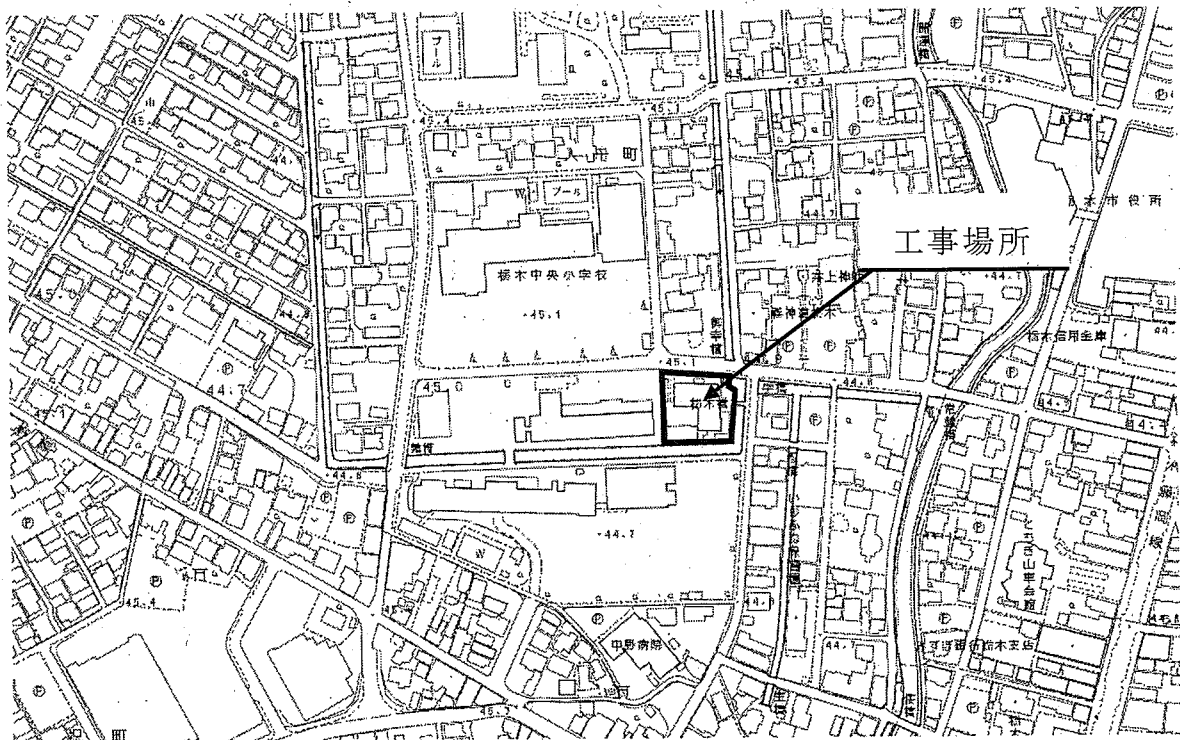
・建築面積 477.02㎡

・延床面積 926.90㎡

増築部 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

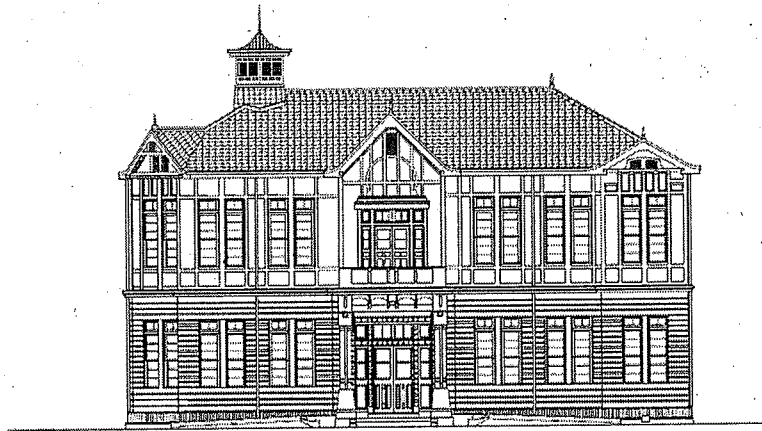
・建築面積 83.21㎡

・延床面積 105.00㎡

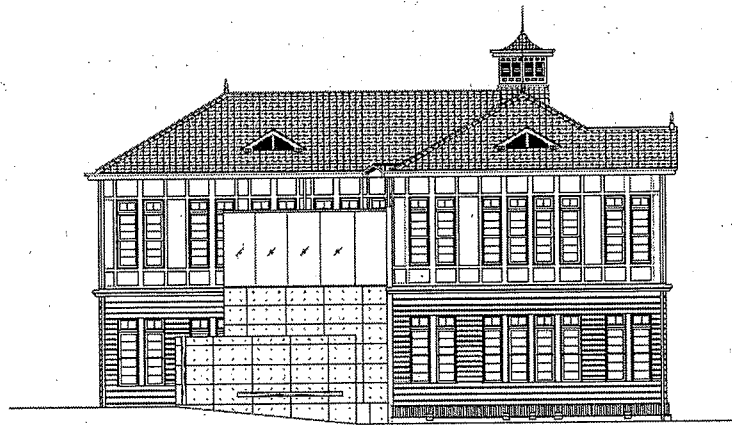


位置図

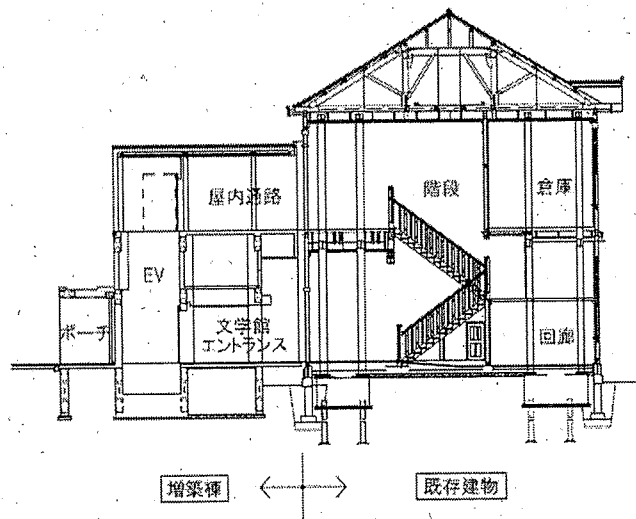
(仮称) 栃木市文学館



北立面図

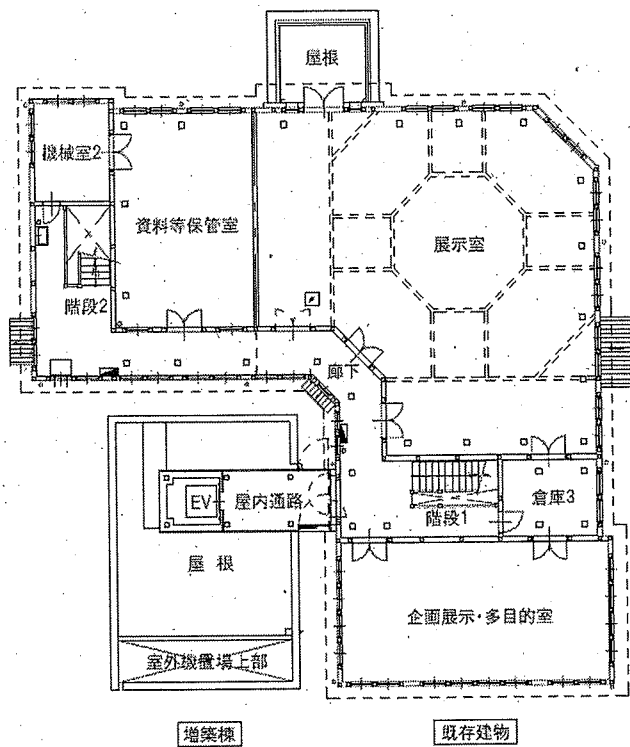


南立面図

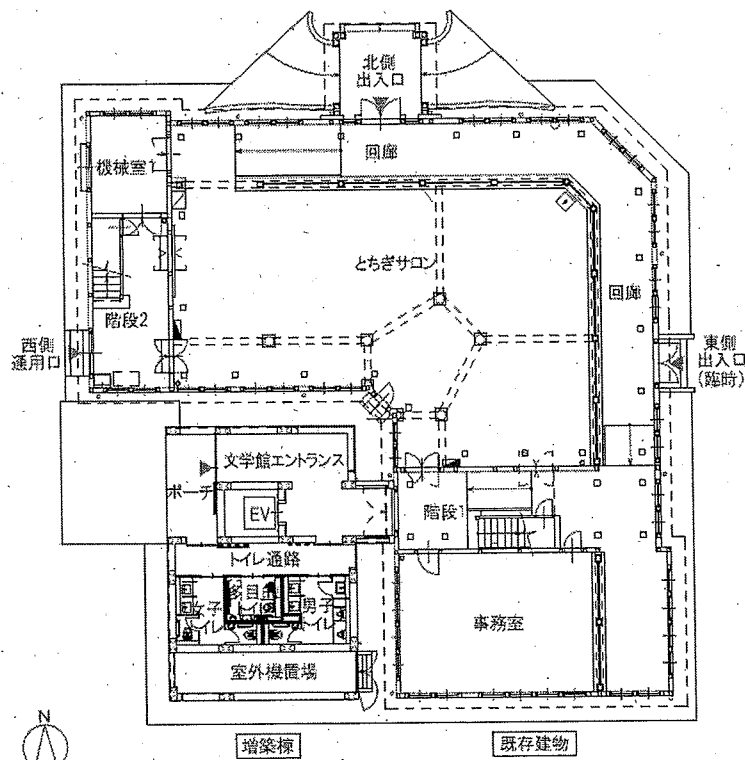


断面図

(仮称) 栃木市文学館



2階



1階

財産の無償貸付けについて

提案理由

とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 以下略

(参 考)

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 面積 (㎡) |
|-------|--------|-----|----------|
| 栃木市境町 | 5番2の一部 | 宅地 | 3,739.92 |
| 栃木市境町 | 5番3の一部 | 宅地 | 410.67 |
| 合 計 | | | 4,150.59 |

位 置 図



(福祉総務課)

議案第35号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 以下略

(地域包括ケア推進課)

議案第36号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平健康福祉センターの指定管理者にいすゞビルメンテナンス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第35号と同じ。

(藤岡産業振興課)

議案第 3 7 号

指定管理者の指定について

提案理由

道の駅みかもの指定管理者に道の駅みかも再生プロジェクトグループ（代表団体 宮ビルサービス株式会社）を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 3 5 号と同じ。

(職 員 課)

議案第 38 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

教育委員会委員 6 名のうち、若林由美子氏が平成 31 年 5 月 18 日をもって任期満了となるので、後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第 4 条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 以下略

大橋孝子氏の略歴

住 所 栃木市都賀町木3672番地1

生年月日 昭和48年6月7日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 39 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、諏訪晃氏が平成 31 年 5 月 17 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方税法抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 423 条 略

2. 略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 以下略

諏訪晃氏の略歴

住所 栃木市片柳町4丁目1番20号

生年月日 昭和19年1月3日

[Redacted]

主な経歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第40号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員6名のうち、石崎政男氏が平成31年5月17日をもって任期満了となるので、後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第39号と同じ。

高 際 悦 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西野田2016番地6

生年月日 昭和39年11月21日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 4 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、高際一夫氏が平成 3 1 年 5 月 1 7 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 3 9 号と同じ。

高 際 一 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町赤麻404番地1

生年月日 昭和30年1月26日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(職 員 課)

議案第 4 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち、柏倉喜三久氏が平成 3 1 年 5 月 1 7 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 3 9 号と同じ。

柏倉喜三久氏の略歴

住 所 栃木市都賀町大柿209番地2

生年月日 昭和22年9月12日

[Redacted]

主 な 経 歴

| | |
|------------|------------|
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、飯島トシ子氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として荒井三枝子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 1・2略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

荒井三枝子氏の略歴

住 所 栃木市国府町1200番地128

生年月日 昭和29年11月5日

[Redacted]

主 な 経 歴

| | |
|------------|------------|
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 4 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、小林純子氏が平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として藤野喜代子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 4 3 号と同じ。

藤野喜代子氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町大前3190番地

生年月日 昭和31年1月14日

[Redacted]

主 な 経 歴

| | |
|------------|------------|
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |
| [Redacted] | [Redacted] |

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 4 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、大橋光男氏が平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者として矢口稔氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 4 3 号と同じ。

矢口稔氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡2737番地

生年月日 昭和28年9月9日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)